

警備業法に係る処分基準の改定概要

1 趣旨

警備業法の改正により、警備業の認定の際に交付するものとされていた認定証が廃止されたため、処分基準の改定を行ったもの。

2 主な改正内容

- (1) 別表第1のうち認定証に関する項目の削除及び改定
- (2) 全体的な規定等の順番の変更
- (3) その他必要な規定の整理

3 施行日

令和8年6月10日